

令和2年度普通交付税決定額について
(県分)

R 2 . 7 . 3 1	
財 政 課	
担 当	平 畑 井 上
内 線	2173
直 通	895-2173

区 分	令和2年度 A	令和元年度 (当初算定) B	増減額 A-B=C	伸び率 C/B
	千円	千円	千円	%
長崎県分	(240,940,591) 221,364,864	(238,572,280) 217,282,734	(2,368,311) 4,082,130	(1.0) 1.9
全国順位	(9位) 7位	(9位) 7位		
九州順位	(3位) 3位	(3位) 3位		
	百万円	百万円	百万円	%
全国道府県分 (東京都除く)	(10,217,581) 8,496,457	(9,964,913) 8,179,608	(252,668) 316,849	(2.5) 3.9
全国総額	(18,732,320) 15,592,564	(18,466,888) 15,210,051	(265,432) 382,513	(1.4) 2.5

※()は、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税。

1. 本県の状況(県分)

普通交付税の交付決定額は、2,213億65百万円となった。
(前年度比1.9%増、40億82百万円増)

また、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の額は、
2,409億41百万円となった。(前年度比1.0%増、23億68百万円増)

臨時財政対策債振替前の基準財政需要額の主な増減要因

○地域社会再生事業費の創設(+46億8百万円)

・地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域
社会の維持再生に取り組むための新たな費目を創設

○社会保障関係費の増(+55億97百万円)

・令和2年度から新たに幼児教育・保育の無償化及び高等教育の無償化
に要する経費を算定

・介護給付費負担金や障害者自立支援給付費負担金等の増

○既発債元利償還金の減による公債費の減(△23億74百万円)

○河川費の減(△16億76百万円)

・土砂災害警戒区域等の基礎調査について、平成27年度から5年間の時
限措置としていた調査箇所数に基づく補正の廃止による減
等により、全体額で前年度比1.2%増の3,604億83百万円となった。

また、基準財政収入額は、税率引き上げに伴う地方消費税の増(+41億
70百万円)等により、全体額で前年度比1.7%増の1,193億68百万円とな
った。

【令和2年度普通交付税額の算定について】

○臨時財政対策債振替前の基準財政需要額(3,604億83百万円)－臨時財政対策債振替額(195億76百万円)＝基準財政需要額(3,409億7百万円)

○基準財政需要額(3,409億7百万円)－基準財政収入額(1,193億68百万円)－調整額(1億74百万円)＝普通交付税額(2,213億65百万円)

普通交付税の額は、2,213億65百万円（前年度比1.9%増）

臨時財政対策債を含めた実質的な交付税の額は、

2,409億41百万円（前年度比1.0%増）で平成22年度以来、10年ぶりの増加

2. 本県交付額及び全国順位の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
交付額 (億円)	[2,610] (2,607) 2,186	[2,540] (2,536) 2,162	[2,510] (2,510) 2,211	[2,488] (2,488) 2,190	[2,433] (2,430) 2,154	[2,386] (2,386) 2,173	(2,409) 2,214
	全国 順位	(16) 7	(11) 7	(10) 7	(9) 7	(9) 7	(9) 7
伸び率 (%)	(△1.0) 1.9	(△2.7) △1.1	(△1.0) 2.3	(△0.9) △1.0	(△2.3) △1.7	(△1.8) 0.9	(1.0) 1.9

※()は、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税。

[]は、再算定後の数値。

3. 参 考

◎ 地方交付税

地方公共団体の固有財源である地方交付税は、所得税及び法人税等の国税を原資として、各地方公共団体における標準的な行政を行うために必要な財源を調整する制度。

(歳入に占める地方交付税の割合：本県32.1% 全国平均23.9% 平成30年度決算)

地方交付税総額 — 94% 普通交付税 ……基本的な財源調整
※交付月：4月、6月、9月、11月
6% 特別交付税 ……補完的な財源調整
※交付月：12月、3月

普通交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

- ・ 基準財政需要額：一定のルールに従って算定した一般財源所要額
- ・ 基準財政収入額：一定のルールに従って推計した税収額

《令和2年度の全国道府県の普通交付税算定の主な特徴》

普通交付税（道府県分）の総額については、対令和元年度当初算定比で3,168億円、3.9%の増となっている。

普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税の額については、対令和元年度当初算定比で2,527億円、2.5%の増となっている。

＜基準財政需要額＞

① 増要素

- ・ 地域社会再生事業費の創設
- ・ 幼児教育・保育の無償化に要する経費の増
- ・ 高等教育の無償化に要する経費の増

② 減要素

- ・ 公債費の減（減税補填債償還費）

＜基準財政収入額＞

① 増要素

- ・ 地方消費税の増
- ・ 特別法人事業譲与税の増

② 減要素

- ・ 道府県民税法人税割の減
- ・ 地方法人特別譲与税の減

《交付額が大きい団体（臨時財政対策債含む）〔道府県分〕》

1位	北海道	6,888億円	前年1位	11位	青森県	2,357億円	〃	10位	
2位	大阪府	3,968億円	〃	2位	12位	長野県	2,335億円	〃	12位
3位	兵庫県	3,810億円	〃	3位	13位	熊本県	2,334億円	〃	14位
4位	福岡県	3,325億円	〃	4位	14位	茨城県	2,301億円	〃	15位
5位	埼玉県	3,170億円	〃	5位	15位	沖縄県	2,295億円	〃	13位
6位	鹿児島県	2,988億円	〃	6位	16位	神奈川県	2,235億円	〃	17位
7位	千葉県	2,760億円	〃	7位	17位	福島県	2,205億円	〃	16位
8位	新潟県	2,748億円	〃	8位	18位	広島県	2,169億円	〃	18位
9位	長崎県	2,409億円	〃	9位	19位	静岡県	2,163億円	〃	20位
10位	岩手県	2,366億円	〃	11位	20位	秋田県	2,096億円	〃	19位

地域社会再生事業費

地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方財政計画に「地域社会再生事業費」を計上。基準財政需要額の新たな算定項目を創設し、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定（4,200億円）

<算定額>

- ・道府県分と市町村分は同額程度を算定

道府県分 2,100億円程度

市町村分 2,100億円程度

- ・それぞれ1/2程度を以下の2つの視点による指標を用いて算定。

① 人口構造の変化に応じた指標

全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・人口減少率
- ・年少人口比率
- ・高齢者人口比率
- ・生産年齢人口減少率

② 人口集積の度合に応じた指標

人口集積が低く持続可能性への懸念が生じている地域の人口が多い団体の経費を割増し

（算定に用いる指標）

- ・非人口集中地区（人口密度4,000人未満）の人口を基本とした指標
【特に人口密度の低い地域（低密度居住地域）の人口を割増し】

○令和2年度本県算定額 46億円